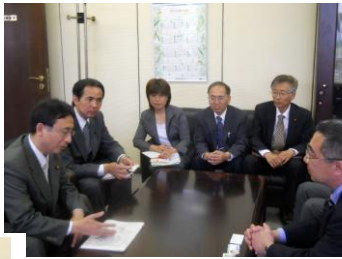


市議団ニュース

木村奉憲 22-8567、杉野 修 58-9010

石田利春 52-7260、渡辺昌代 21-9058

塩川衆院議員と村岡県議が久喜市に来庁しました。



久喜市長に表敬訪問後、市議団と共に対震災支援や液状化被害への救済策などで申し入れを行いました。



久喜市議団、塩川衆院議員村岡県議と液状化対策で市長に重ねて要望

日本共産党久喜市議団は、5月10日田中市長に、2回目となる東日本大震災への救援対策を申し入れ懇談しました。

市長から内閣府で液状化被害の認定基準を緩和し、支援対象を拡充しているが、被災者生活再建支援法の適用要件(全壊被害2世帯以上)を南栗橋では満たせず、対象地域にならない。このままだと支援金が受取れないため、県や国会議員を通じて支援拡大を働きかけているとのことでした。

このことでは早速、日本共産党市議団としても、液状化被害の救済を国会で取り上げている塩川鉄也・日本共産党衆議院議員に連絡し、5月12日に現地調査するとともに、市長を表敬訪問し副市長とも懇談しました。このなかでお互いに国や県への要請を行なうことを確認しました。市議団としては市としても独自の支援策を図ることを要請しました。

この件では、久喜市議会も国に要請し意見書を提出する予定です。被災者にとって将来の生活全般に関わることであり、最大限の補償を考慮する必要があります。

訂正

前号の記述で、旧ソ連のチェルノブイリの原発事故から「35年」は、「25年」の誤りでした。

南栗橋液状化被災者説明会開かれる

5月15日、栗橋文化会館で液状化被害に対する説明会(5回目)が開かれました。

説明会は、被害者に対し最大300万円支給される国の制度「被災者生活再建支援制度」が、南栗橋の液状化被災には適用されない状況があり、これを打破しようと埼玉県知事を通じて国にも要請しているという市長の報告がありました。



イリスホールにつめかけた南栗橋住民のみなさん

――被災者の皆さんの声は――

「瑕疵があったと認めてこそ市民とつながる」

◇造成したのは久喜市、そこが液状化した。瑕疵があったことを認めることからスタートしてほしい。そうしないと住民の思いと一致しない。◇基礎の土壌安定化を市でもしてもらえないか。一件の家だけがやっても駄目だと思う。

――日本共産党久喜市議団は――

市議団は、地盤の改良は、埼玉県と久喜市が造成した経過もあり、県と久喜市で責任をもって対処することが重要。家屋の修復支援については、国の支援法適用とともに、久喜市でも、最大限の支援をすること。特に被害認定が国の支援対象とならない方に対しても支援をしていくことが重要だと考えています。

生活再建に向け取り組む被災者皆さんの声を聞く窓口も作り、きめ細かな納得いく支援をする必要があります。



ぜひ独自の支援を検討してほしいことを訴えました。県議団とはこれからも連携をして国・県への要望と提案をしていく確認をしました。

市議団、液状化対策で県に直接、要請しました。

いまだ具体策見えず久喜市独自の支援策早急に示すべき

放射能汚染への対応強化を



水蒸気爆発後の福島第一原発

東日本大震災の被害四重苦(地震・津波・原発・風評被害)の影響は、2ヶ月過ぎても大きく広がっています。放射能汚染の拡散も大気中、土壌、海などに拡がり、長期的な蓄積による影響が心配です。文部科学省が5月6日に発表した、事故で放出された放射性物質の地表への蓄積状況は、旧ソ連のチェルノブイリの原発事故に匹敵することが判明しています。

久喜市では、本庁にガイガーカウンターを設置して、午前9時と午後3時に放射能値を定点測量し、ホームページに発表しています。5月8日から15日の週では、0.06～0.09 マイクロシーベルトの範囲です。(さいたま市の被災前の数値は0.031～0.046)市内小学校校庭などの測定では0.11の数値が時に出ています。

この数値が年間続けば、963.6マイクロシーベルトとなり、大人1人当たりの年間被ばく許容限度1ミリシーベルトにほぼ匹敵するものです。とくに幼児、児童などへの影響が心配されます。

教育委員会では、市庁舎に設置しているガイガーカウンターを使い、市内小中学校の測定をしています。今後は幼稚園や保育園に拡大する予定です。また、これらの測定値は公表することにしていきますが、教育委員会で独自の測定器を購入するべきです。

水道事業運営審議会で料金改定案合意へ これ以上の値上げは認められない！

「市の憲法」にふさわしい『自治基本条例』を

これまで7回にわたって審議されて来ましたが、合併後の「料金統一」など重要事項について大筋が合意の方向です。しかし、その内容は「値上げ部分を基本料金だけでなく使用量にも反映させる」という手直しはありましたが、多くの住民が値上げになることにより変わりはありません。

私たち市議団では、①今でも高い上での値上げは暮らしを圧迫すること。②料金を押し上げるインフラ整備の「必要性」「緊急性」「計算根拠」「年次計画」などが不明確であること。③地下水を止めていくことが前提となっているが、大地震の際は停電で水道が使えなくても地下水は自家発電などで給水車で必要な各地に配水できること。などの理由で値上げは認められないとできません。

5月15日に、(仮称)久喜市自治基本条例策定、第7回ワークショップが開かれました。今回は、議員との意見交換も企画され、党議員団も4名全員が参加をしました。

当日は①参加・協働②コミニテ③行政④議会⑤条例の位置づけの5グループに分かれて活発な議論が行われました。すでに条例に関する起草委員会は第8回行われています。住民投票に対する話し合いもされましたが、各グループ、委員からは、様々な意見がだされ、次回最終回でもう一度議論されることになりました。住民自治の根幹をなす重要な問題です。しっかりと結論が出されることを期待します。

審議会で合意した「値上げ」案の影響額

2か月分	口径	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
使用量0のとき	13 mm	272 円	-780 円	-400 円	650 円
	20 mm	378 円	-399 円	378 円	1428 円
20 m ³ 使用のとき	13 mm	272 円	480 円	188 円	546 円
	20 mm	378 円	861 円	966 円	1324 円
40 m ³ 使用のとき	13 mm	272 円	123 円	-652 円	-294 円
	20 mm	378 円	504 円	126 円	484 円
60 m ³ 使用のとき	13 mm	692 円	711 円	-1072 円	-84 円
	20 mm	798 円	1092 円	-294 円	694 円